

農あるふるさとづくり支援事業助成金交付要綱

(平成 18 年 8 月 17 日経済局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、農業を基軸とした地域における地域の特性と資源等を活かした住民主体の地域づくり活動の推進を図るため、地域団体が自主的に取り組む事業に対して予算の範囲において助成金を交付する農あるふるさとづくり支援事業（以下「支援事業」という。）について、仙台市補助金等交付規則（昭和 55 年仙台市規則第 30 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援事業の対象者)

第 2 条 支援事業の対象者は、次に掲げるすべての要件に該当する団体とする。

- (1) 市内の農業地域に地域づくり活動の拠点を有し、地域の活性化、遊休農地の解消活動等に積極的な地域団体であること
- (2) 構成員の概ね半数以上が当該地域に住所を有する者で構成されていること
- (3) 政治活動及び宗教活動を目的としていないこと
- (4) 法人の場合にあっては、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと
- (5) 暴力団等と関係を有していないこと

(対象事業)

第 3 条 支援事業の対象は、前条に規定する団体が自主的、自発的に取り組む農業を基軸とした地域づくり事業で、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 農業地域の魅力を高める、当該地域の特色を活かした他地域住民との交流イベントを開催するもの
 - (2) 地域が自ら地場産品の開発等により地域の活性化を図るもの
 - (3) その他市長が適当と認めたもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、対象事業としない。
- (1) 本要綱以外の助成制度の補助を受けているもの
 - (2) 町内会等が行う祭りや運動会等で新規性のないもの
 - (3) 特定の政治活動や宗教活動を目的としたもの
 - (4) その他市長が適当でないと認めたもの

(事業の対象経費)

第 4 条 支援事業の対象経費は、前条に規定する事業の実施に要する経費とする。ただし、次の各号に掲げる経費は対象としない。

- (1) 事務所等の維持経費
- (2) 視察又は研修会等への参加に要する経費
- (3) 団体の構成員に対する人件費・謝礼
- (4) 団体の構成員による会合の飲食費
- (5) 備品の購入費
- (6) 消費税及び地方消費税
- (7) その他市長が適当でないと判断した経費

(助成金の額等)

- 第5条 助成金の額は、仙台市農あるふるさとづくり支援事業審査会（以下「審査会」という。）が認めた事業で、前条に規定する対象経費の合計額の2分の1以内とし、予算の範囲内において15万円を限度とする。
- 2 助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。
 - 3 審査会の組織、運営については、別に定める。

(助成金の交付申請)

- 第6条 助成金の交付対象事業を行う団体（以下「事業実施団体」という。）は選考審査申込書（様式第1-1号）により選考の申し込みを行うものとする。
- 2 審査会における結果は、選考審査結果通知書（様式第1-2号、様式第1-3号）により通知するものとする。
 - 3 審査会において、選考された団体が助成金の交付を申請するときは、助成金交付申請書（様式第1-4号）により別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定等)

- 第7条 市長は、前条の申請が到達してから30日以内に、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、助成金の交付の可否及び助成金の額を決定するものとし、決定の通知は、助成金交付決定書（様式第2号）により行うものとする。

(助成金の交付条件)

- 第8条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、補助金の額からの減額が3割以内で、かつ当初の事業目的の範囲内で事業内容を変更するものとする。
- 2 変更等の申請は、変更の場合は事業変更申請書（様式第3号）、中止又は廃止の場合は事業中止（廃止）申請書（様式第4号）により行うものとする。
 - 3 前項の申請に対する承認は、事業（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第5号）により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。
 - 4 前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

- 第9条 交付申請の取下げは、交付決定の通知があった日から14日以内に助成金交付申請取下書（様式第6号）により行うものとする。

(状況報告)

- 第10条 市長は、必要があると認めるときは、事業実施団体に対し、支援事業の遂行状況に関し、報告を求めることができる。

(事業等の遂行等の命令)

- 第11条 市長は、前条の規定による状況報告等を受けた場合において、事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業実施団体に対して、これらに従って事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

- 2 市長は、事業実施団体が前項の命令に違反したときは、その者に対し、事業の遂行の一時停止を命ずるものとする。
- 3 前2項の命令を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(事業の実績報告)

第12条 事業実施団体は、事業を完了し、中止し、又は廃止したときは、事業の成果を記載した実績報告書(様式第7号)により別に定める書類を添えて、事業完了の日から60日以内若しくは当該年度の末日までのいずれか早い日までに、市長に報告しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定するものとし、通知は、助成金確定通知書(様式第8号)により行うものとする。

(是正のための措置)

第14条 市長は、第12条の規定による実績報告を受けた場合において、当該事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該事業実施団体に命ずるものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

(助成金の交付)

- 第15条 市長は、助成金を規則第15条ただし書きの規定による概算払により交付できるものとする。
- 2 事業実施団体は、第7条に規定する交付決定の通知があった日から30日以内に、助成金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

- 第16条 市長は、事業実施団体が次の各号の一に該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。
- (1) 虚偽その他不正の手段により助成金の交付の決定又は交付を受けたとき
 - (2) 助成金を他の用途に使用したとき
 - (3) 助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った処分に違反したとき
- 2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(助成金の返還)

- 第17条 市長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 2 市長は、第13条の規定により事業実施団体に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限等)

第18条 事業実施団体は、第3条に規定する支援対象事業により取得し又は効用の増加した財産について市長の承認を受けないで助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

2 規則第20条ただし書きに基づき、財産の処分の制限を適用しない、市長が特に必要と認める場合は次のとおりとする。

(1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1から別表第8までに定める耐用年数を経過した場合

(2) 前項の財産のうち、取得金額が10万円以下の物品を処分する場合

3 第1項の承認を受けようするときは、理由を記載した承認申請書を市長に提出して行うものとする。

4 前項の申請に対する承認は、書面により行うものとする。

5 事業実施団体は、第1項に規定する財産を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(立入検査等)

第19条 市長は、必要があると認めるときは、事業実施団体から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、事業実施団体に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第20条 事業実施団体は、支援事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ助成金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成18年8月17日から実施する。

附 則 (平成24年6月1日改正)

この要綱は、平成24年6月1日から実施する。

附 則 (平成25年4月1日改正)

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則 (平成29年4月1日改正)

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則 (平成30年4月1日改正)

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則 (平成31年3月14日改正)

この改正は、平成31年4月1日から実施する。

附 則 (令和3年3月9日改正)

この改正は、令和3年4月1日から実施する。

附 則 (令和4年3月25日改正)

この改正は、令和4年4月1日から実施する。

附 則 (令和6年3月改正)

この改正は、令和6年4月1日から実施する。